

Q：自筆証書遺言作成の勘どころを教えてください。

A：自筆で遺言をどのように書くか、またその注意事項は以下のとおりです。

1. 遺言（法律実務では、権利義務にかかわる遺言をイゴンと呼びます）の種類

自筆証書遺言（民法 968）

公正証書遺言（同 969）

秘密証書遺言（同 970）

その他、臨終時などにおける特別方式の遺言（同 976～984）があります。

2. 自筆証書遺言

公正証書遺言や秘密証書遺言は、公証人が関与しますので、まずは自筆証書遺言について、どのように書くか、注意点を説明します。

(1) 3つの必要条件（どれが欠けても無効）

①全文を自身を書くこと。

*代筆は不可

*自分が打っても、タイプ、ワープロのものは、無効。本文はワープロで、署名だけ自書の場合も同じ。

*縦書き、横書きを問わない。

*録音テープ、ビデオレターは遺言書の代用とならない（遺言書とは別に、その作成当時の状況を立証する効果はある）。

*訂正するには、訂正の方式が決まっているので、書き損じた場合はなるべく書き直して訂正のないものにする。

②日付（年月日）を書くこと。

*年と月だけ、月と日だけ、あるいは*年*月吉日などという表示は不可。

*西暦でも元号でも構わない。

*作成したその日の日付を書くこと。遺言の成立時期を確定させるため、実際とは異なる日付を書くと、無効となる可能性がある。

*必ず遺言書本体に日付を入れる（封筒に書いただけでは足りない）。

③署名・捺印をする。

*名前の記載は、本人であることを特定できれば、ペンネームや雅号でもよいとされているが（判例）、登記手続きなどのことを考えると、戸籍上の氏名を書くこと。

*三文判、認め印で可。拇印でもよいと云うのが判例だが、実印が望ましい（印鑑証明は不要）。

*複数枚になるときは、割印をする（なくても有効だが、書類の一体性を確保して

おく)。

(2) 記載上の注意

- ① 遺言できる事項は、遺産分割の方法、相続分の指定、遺言執行者の指定、その他法律が定めている事項に限られる。但し、それ以外の項目を書いたら無効になるわけではなく、書いても効力がないということになる。
- ② 不動産に関しては、登記簿謄本と同じ表示にすること。食い違いがあると受け付けられないことがある。但し、「**に全部相続させる。」など、個別に物件を特定する必要がない場合は、その心配はない。

(3) 遺言執行者

遺言執行者を指定しておく。指定しておくで、遺言執行者単独で、手続きが進められる。受け取る相続人が遺言執行者になっても構わないが、顧問弁護士など、信頼のおける人に予め頼んでおくといよい。

(4) 遺言書の保管

家裁の検認手続きが必要になる。本人だけが密かに保管している場合（存在が知られていない場合）、発見されなかったり、散逸してしまう可能性がある。家裁の検認手続き受け取る相続人が管理するのが一般的だが、遺言の配分に与からない相続人から、何かと効力について意義が出されたりする場合がある。できれば信頼のおける第三者（遺言執行者となるべき弁護士など）に預けるのが望ましい。

(5) その他

* 「遺言書」の表題は必要か。内容から遺言書と判ればよいので、なくてもよいが、あった方がわかりやすい。

* 封函した方がよいかどうか。

いずれでも構わないが、変造や汚損を考えると、封函した方がよいと思う。

* 遺言のやり直し

遺言は、いつでも撤回（やり直し）が出来る（民法 § 1022）。遺言書を書き直す場合には、新たな遺言書の中に、前の遺言を撤回したことを記載するか（民法 § 1022）、前の遺言書を完全に破棄して新しいものに書き直す（同法 § 1024）。もし、複数の遺言書があったときは、内容が両立する場合は、それぞれ有効だが、抵触する場合は、一番日付の新しいものが有効となる（同法 § 1023）。